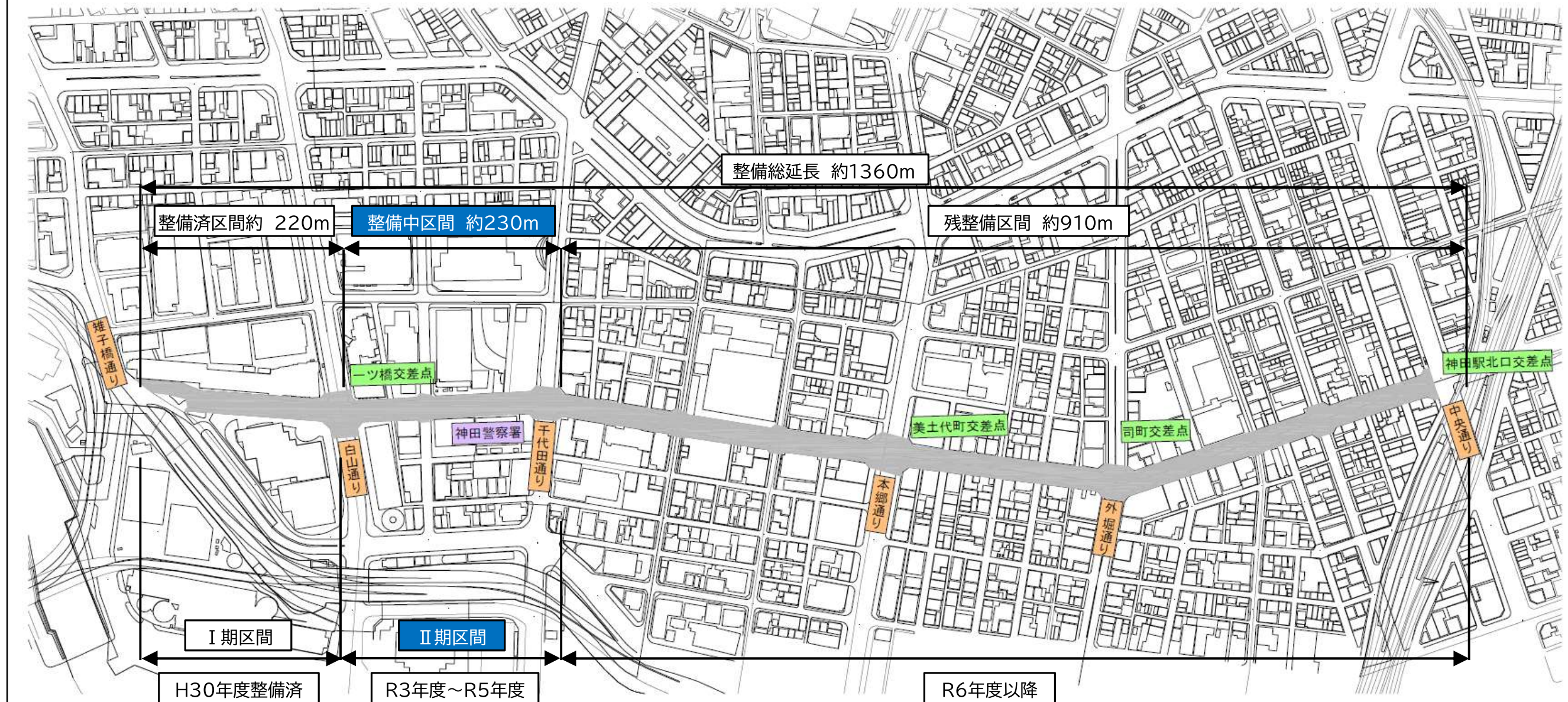
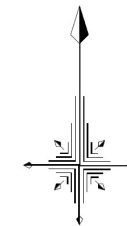
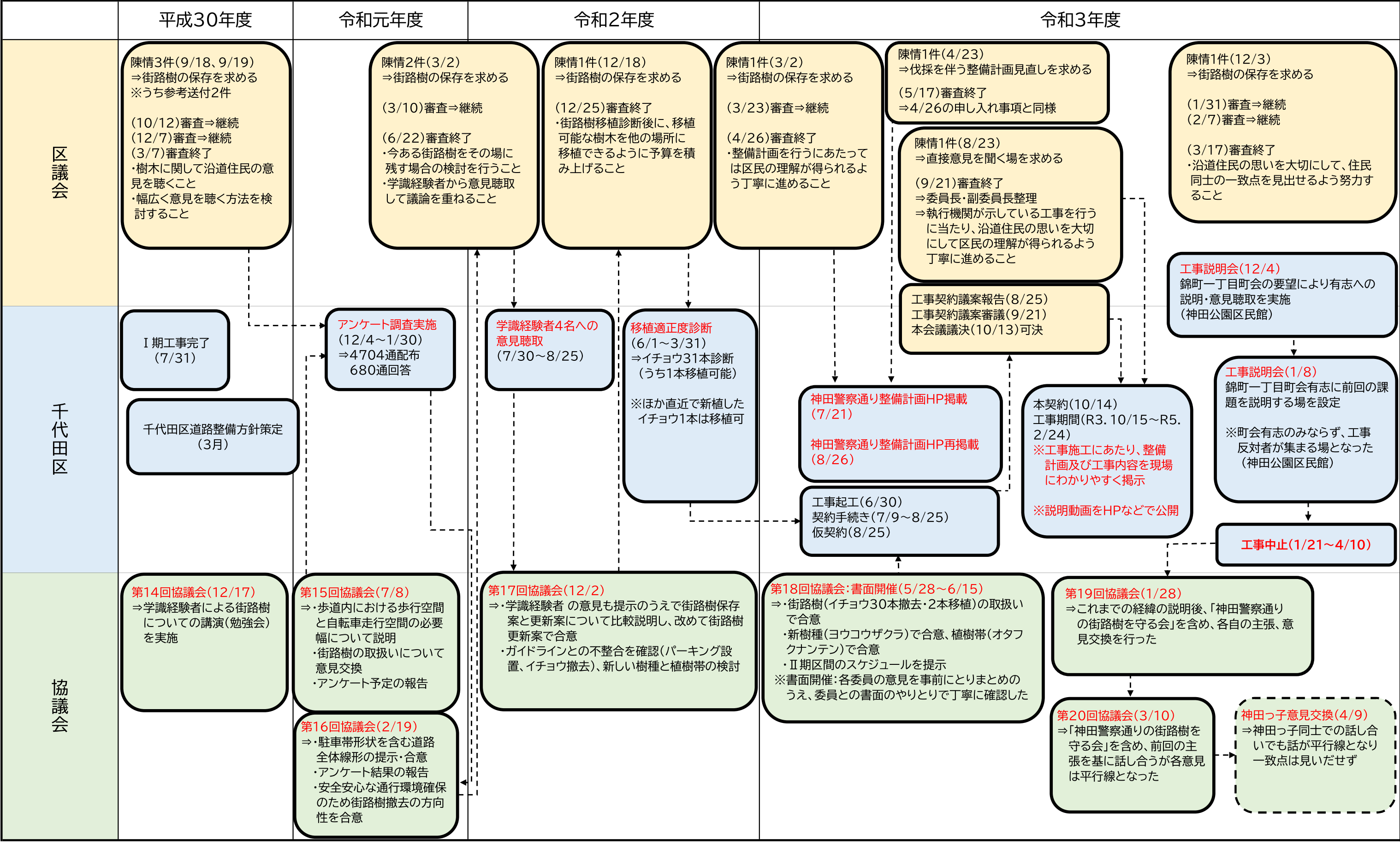


神田警察通りⅡ期区間整備の経緯

全体整備範囲図



神田警察通りⅡ期区間整備の経緯(R3年度まで)



神田警察通りⅡ期区間整備の経緯(R5.12.19時点)

	令和4年度			令和5年度		
区議会	陳情3件(4/14、4/15、4/25) ⇒街路樹の保存を求める (4/25)審査終了【不採択】 ・大変苦渋な選択だが委員長として結論を出すべきと判断	陳情2件(7/4、7/7) ⇒街路樹更新を含む工事の早期実施を求める ⇒工事の設計変更を求める (7/11)審査⇒継続 (8/1)審査終了 ⇒今後とも、街路樹更新に反対の方々と道路整備に賛成の方々が少しでも歩み寄れるような方策を見出していく努力を継続していくこと	陳情2件(2/13、2/20) ⇒工事の中断と調整を求める ⇒住民アンケートについて調査を求める (3/8)審査終了 ⇒工事の作業を行う場合、影響を受ける沿道関係者に情報提供を行うこと ⇒道路整備方針や参画・協働ガイドラインに基づき協議し、丁寧に地域の声に耳を傾けながら進めること	陳情2件(5/10、6/19) ⇒ホームページ掲載文の削除を求める ⇒伐採を伴う工事中断と対話を求める (7/7)審査⇒継続 (7/25)審査終了 ⇒議会としてもその推移を見守りながら、地域の理解が得られる道路整備に向けて適宜執行機関から報告を受けていくものとする	陳情1件(8/21) ⇒工事の一時中断を求める (9/5)審査⇒継続 (10/13)審査⇒継続 (12/8)審査⇒継続 (12/14)審査終了 ⇒事業を進めるにあたり、協議会の状況、皆さんのご意見を委員会に報告すること	陳情1件(11/30) ⇒協議会への参加を求める (12/8)審査⇒継続 (12/14)審査終了 ⇒協議会の状況、皆さんのご意見を委員会に報告すること
千代田区	作業実施(4/25) 工事反対者らが作業帯内に侵入し、樹木に抱きつくなどの妨害行為により工事が実施できず 作業実施(4/26) 工事反対者らが作業帯内に侵入するなどの妨害行為により予定工事の一部が実施できず (枯損木伐採工2本実施)	作業実施(6/29) 舗装切断工・試掘工のための作業帯内での工事反対者らの座り込みなどの妨害行為により工事が実施できず 作業実施(6/30～7/6) 樹木に影響のない工事として工事反対者らに説明し、舗装切断工、試掘工を実施 作業実施(7/7) 街渠柵設置工のための作業帯内での工事反対者らの居座りなどの妨害行為により工事が実施できず	作業実施(2/6) 工事反対者らは現れず、枯損木伐採工4本を実施	作業実施(4/11) 工事反対者らによる区職員・工事請負業者・警備員に対する暴力的な妨害行為や作業帯内への侵入、樹木への抱きつきなどの妨害行為により工事が実施できず	作業実施(11/28) 工事反対者らが作業帯内に侵入し、樹木に抱きつく等の妨害行為により予定工事の一部が実施できず (枯損木伐採工1本実施) 作業実施(11/29～30) 工事反対者らが作業帯内に侵入し、樹木に抱きつくなどの妨害行為により工事が実施できず	
協議会等	神田っ子意見交換(4/9) 神田っ子同士の話し合い実施 話が平行線となり一致点見出せず			第21回協議会(12/19)		
訴訟等	○国家賠償法に基づく損害賠償請求事件 提訴(5/6) 【原告主張】 住民らのまちづくりに参画する権利・利益を侵害 【期日】 ①7/12②9/6③10/25 ④11/29⑤1/24 訴訟判決(3/22) 原告側の一切の主張を棄却 事実関係を総合的に判断すれば、住民の権利・利益が侵害されたということとはできない			○国家賠償法に基づく損害賠償請求 控訴事件 控訴(3/31) 【期日】 ①8/30 訴訟高裁判決(10/18) 原告側の一切の主張を棄却 控訴人らの権利・利益を侵害しないよう配慮すべき職務上の義務に違反するものであるとは言えない ★判決確定(11/7) 期限までに上告 手続きなし		
	○住民監査請求 (4/21) 本件工事契約は違法 または不当である 棄却 6/17	○住民監査請求 (5/17) 契約の議決は無効、前払金の返還 残代金支払いの差止め 棄却 7/14	○地方自治法に基づく住民訴訟事件 提訴①(7/11) 提訴②(共同訴訟)(8/8) 【原告主張】 ・前払金支払の違法に関しての損害賠償 ・工事代金を支払ってはならない義務付けを求める ・工事の一時中止の通知をしないことが違法 【期日】 ①11/8②1/17③3/16④5/16 ⑤7/20⑥10/2⑦11/21 継続中			

ちよだ 区議会だより

CHIYODA CITY
ASSEMBLY NEWS

No.260 令和4年11月16日

臨時号
神田警察通り特集



編集：区議会だより編集委員会
発行：千代田区議会
〒102-8688
千代田区九段南1-2-1
☎03-5211-4297(直通)
FAX 03-3288-5920
HP <https://gikai-chiyoda-tokyo.jp>



神田警察通りの整備について

TOP NEWS

神田警察通りの整備について、沿道住民の方々をはじめ、多くの方にご関心をお寄せいただいております。さまざまなご意見や報道等もごございます。今号では、これまでの道路整備をめぐる事実関係を整理し、沿道整備の概要や区議会での審査等を区民の皆さまにお伝えします。

▶▶ 整備の経過



◀詳細は左の二次元コードまたは区ホームページをご覧ください。
二次元コードが読み取れない方、ホームページをご覧いただけない方は、お気軽にお問い合わせください。

▶▶ 神田警察通り沿道整備の背景

神田警察通り沿道では、歴史的建築物、教育施設、商業・業務施設が立ち並び特色あるまちなみを形成しています。神田警察通りは秋葉原や大手町など日本を代表するまちをつなぐ重要な機能を有していますが、昼間人口は減少し、沿道地域におけるまちの活力や賑わいの低下が懸念されています。

神田警察通り周辺の課題

- ①歩道が狭く、自転車と歩行者が混在
- ②昼間人口が減少し、活力が失われつつある
- ③夜間人口は減少に歯止め、単独世帯が大幅増
- ④公園・空地・緑地が少ない

▶▶ 「神田警察通り沿道まちづくり整備構想」を策定（平成23年6月）

神田警察通りをまちのシンボルとして再生し、沿道地域の魅力をさらに高め、暮らし、住み続けられるまちをつくるために策定されました。神田警察通りのまちづくりの目標や沿道の特色に応じて、3つのゾーン（歴史・学術ゾーン、文化・交流ゾーン、食・賑わいゾーン）を設定しました。

▶▶ 「神田警察通り沿道整備推進協議会」を設置（平成23年9月）

沿道の町会や商店街、学識経験者、関係団体等から構成され、「神田警察通り沿道まちづくり整備構想」の実現に向けて、具体的な取り組み等について協議することを目的に設置。現在に至るまで**20回にわたり本協議会で議論が重ねられました。**

▶▶ 「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」を策定（平成25年3月）

本ガイドラインは、整備構想の実現に向けた指針とし、同時に、整備構想で設定された各ゾーンにおけるイメージを共有することを目的に策定されました。本ガイドラインの中では「**道路整備のガイドライン**」と「**ゾーン毎のガイドライン**」が示されています。



道路整備のガイドライン

- ・神田警察通りは、車線数を4車線から3車線に減少し、駐車レーンを原則廃止するなどの整備を行い、自動車中心から人と賑わい中心の道路へと転換を図る。
- ・「歩道空間の拡幅と快適化」「自転車走行空間の整備」「豊かな街路樹の整備」「街路灯の整備」を実施すべきものと定めた。

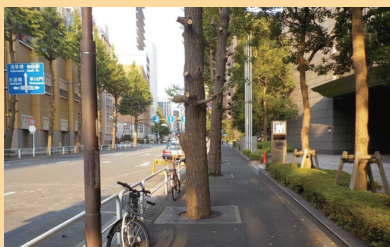
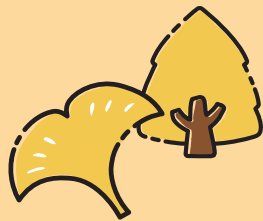
I 期Ⅱ期（歴史・学術ゾーン）のガイドライン

- ・穏やかな賑わいが感じられるゾーンとして育成していく。
- ・「緑の基軸としての街路樹の保全・育成」「街路樹と調和した豊かな沿道緑地の確保」を実施すべきものと定めた。

I 期区間の道路整備 〈工事完了〉

■ 街路樹を保存

街区の特性、道路に接する敷地、建物利用の状況から、駐車帯と植樹帯を設置しないことでイチョウを残した道路を整備した。



II 期区間の道路整備 〈工事中〉

■ 街路樹を更新

街区や敷地、建物利用の状況から、駐車帯の全廃ができず、植樹帯を確保した整備をすることとした。歩道有効幅員の確保にあたり、現在のイチョウ(32本)が支障となるため、ヨウコウザクラ(39本)に更新することとした。



区議会だより
編集委員会の構成
◎委員長 ○副委員長

◎山田 丈夫(自民)
○河合 良郎(自民)

小野 なりこ(都ファ)
長谷川 みえこ(紡ぐ会)
岩田 かずひと(立民)

西岡 めぐみ(自民)
牛尾 こうじろう(共産)
大坂 隆洋(自民)

池田 とものり(自民)
米田 かずや(公明)

会派名 千代田区議会 自由民主党(自民)／日本共産党区議団(共産)／公明党議員団(公明)／千代田を紡ぐ会(紡ぐ会)／立憲民主党 新生ちよだ(立民)／都民ファーストの会 千代田区議会(都ファ)

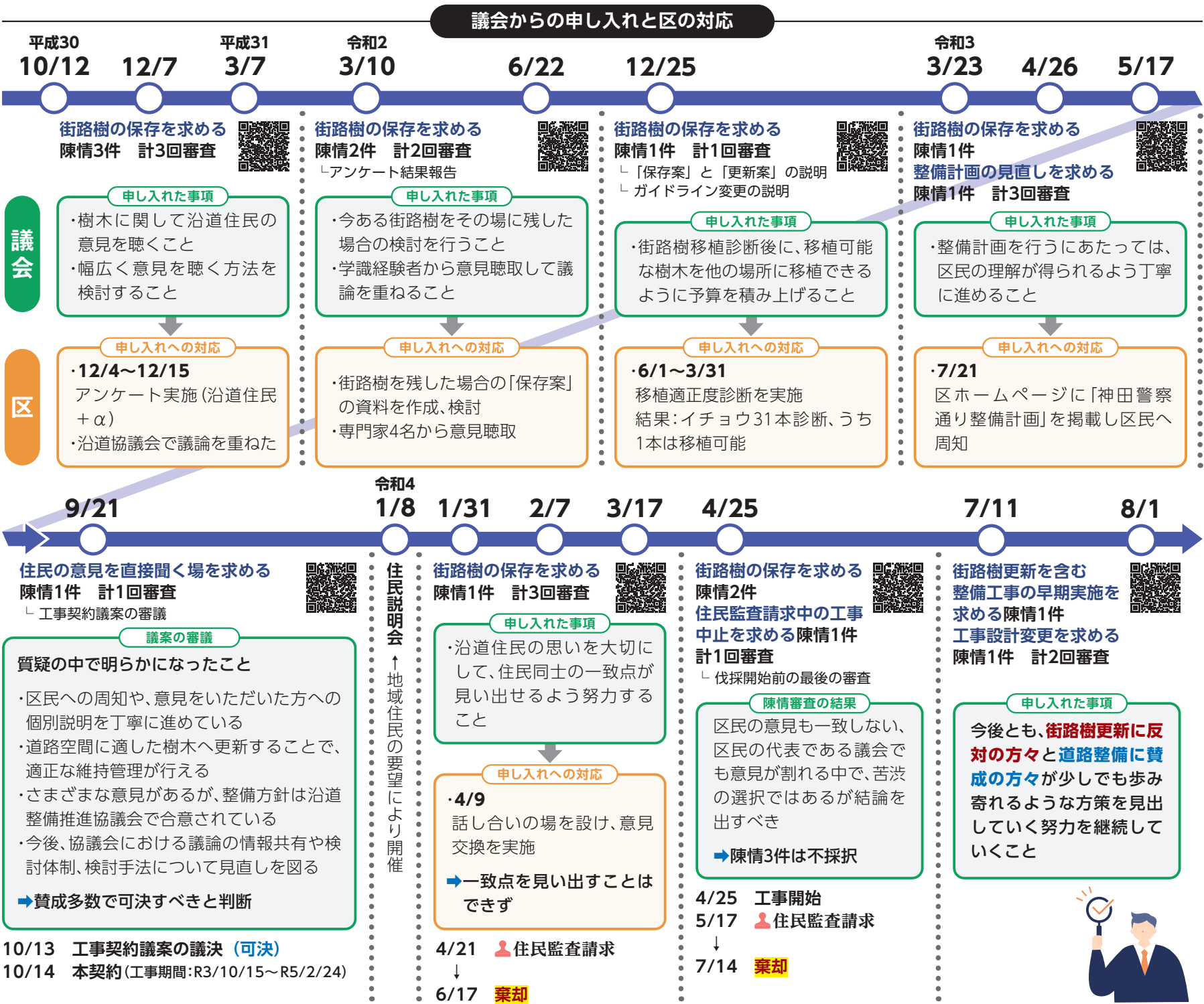
区議会での審査・区への申し入れなど

「神田警察通りの整備(Ⅱ期区間)」に関する陳情が15件提出されました(令和4年10月31日時点)。

区議会では陳情を審査するとともに、区民の皆さまからご理解が得られるように区へ申し入れを行ってきました。

また、これまでの経緯・経過を踏まえ、令和3年第3回定例会において、工事契約議案を審議し賛成多数で可決しました。

※陳情審査の議事録(全文)等は下記の二次元コードまたは区議会ホームページからご覧いただけます。ご覧いただけない場合は、お気軽にお問い合わせください。



— 街路樹更新に反対する主なポイント —

- ・ヒートアイランド現象が深刻。街路樹は季節を知らせる大事な存在。日々生活をし、樹下で生活する者の希望を無視せず、環境・歴史を守る観点からイチョウを残して道路を整備してほしい。
- ・賛成・反対の立場を乗り越え、議論を積み重ねて行く中で、双方の一致点が見出せるのではないかと。その可能性を今後も追求すべきである。
- ・沿道整備についてオープンな会議が開かれ、皆が意見交換し、合意に至る。そのようなまちづくりであってほしい。

— 道路整備に賛成する主なポイント —

- ・地域住民を含む沿道整備協議会で約10年、20回の議論を経て、歩道の狭さや自転車との混在などの解決に向け、時間をかけて検討してきた。
- ・法令のバリアフリー基準を満たし、自転車レーンや駐車帯等を確保するため、やむを得ず樹木を伐採し、位置や樹種を変えて植え直す必要がある。
- ・区議会は、15件の陳情審査、予算や契約の議決などを適正に進めてきた。住民監査請求の結果は、その正当性を認めている。

住民監査請求

本件契約の締結は違法または不当なものであるとして、2件の住民監査請求がありました。

監査委員による監査の結果、2件とも「棄却」との結論に至りました。区議会の議案審査に関する判断は次のとおりです。

請求人

「区議会における本件議案の審査過程において、区が事実上反する説明を行い、これに基づきなされた本件議決は無効である」

監査委員

企画総務委員会における審議過程において区が意図的に虚偽ないし事実と反する説明を行ったと認めることはできず、仮に区の説明の一部に不正確又は不十分な部分があったとしても、当該説明に対し各委員からさまざまな質疑がなされ、その後賛成・反対の議論を経て、賛成多数による本件議案を可決すべきものと決定し、最終的に区議会本会議において本件議案が可決されたのであるから、**区議会が区の誤った説明を前提として議決を行ったと認めることはできない。**